

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は，原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は，原告Aに対し，990万円及びこれに対する昭和28年8月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は，原告Bに対し，660万円及びこれに対する昭和28年8月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は，原告Cに対し，660万円及びこれに対する昭和28年8月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は，原告Dに対し，660万円及びこれに対する昭和28年8月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

Fは，ハンセン病患者として昭和23年1月31日にbに入所し，昭和54年3月28日に同園において死亡した。

原告らは，Eの相続人である。

原告らは，Fが，らい予防法（昭和28年法律第218号）等に基づく被告の誤った強制隔離政策によって人権侵害を受け，Fの子であるEが相続によりFの権利義務を承継したと主張する。

本件は，原告らが，被告に対し，国家賠償法1条1項による損害賠償請求権に基づき，それぞれ990万円（原告A）又は660万円（原告B，原告C及び原告D）及びこれに対する昭和28年8月15日（らい予防法の施行日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事

案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記する証拠（特に記載のない場合には、枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認定し得る事実）

(1) 当事者等

ア F

F（通称名：J）は、1905年（明治38年）7月22日生まれの男性である。同人は、ハンセン病に罹患し、昭和23年1月31日、らい予防法に基づき、bに収容され、昭和54年3月28日に、同園において死亡した。（甲12）

イ E

E（通称名：K）は、1939年（昭和14年）6月25日生まれの男性である。同人は、原告Aの夫で、原告B、原告C及び原告Dの父であり、平成10年1月16日に死亡した。（甲1）

ウ 原告ら

原告A（1944年（昭和19年）2月18日生まれ）は、Eの妻（昭和38年11月19日婚姻）、原告B（1964年（昭和39年）1月17日生まれ）、原告C（1965年（昭和40年）9月2日生まれ）及び原告D（1970年（昭和45年）3月17日生まれ）は、原告AとEとの間に生まれた子であり、原告らは、Eの死後、同人の権利義務を相続により承継した。（甲1、4）

(2) ハンセン病の医学的知見

ア ハンセン病の特徴

ハンセン病は、感染と発病の間に大きな乖離がみられ、発病するのは、感染者のごく一部で、感染者の中の有病率は高い場合でも通常1パーセントを超えることはないとされている。この乖離の原因は、らい菌の毒力が

極めて弱いため、感染しても発病に至ることが少なく、この菌に対して抗原特異的免疫異常が起きた場合にだけ発病するからであるとされる。また、ハンセン病は人の生死にかかわる致命的な病気ではない。

イ ハンセン病の治療方法

ハンセン病は、昭和18年、アメリカのカービル療養所のファジェットにより、抗結核剤として開発されたスルホン剤であるプロミンに治療効果があることが発表され、抗結核剤のストレプトマイシン、カナマイシン、ヒドラジット（INH）などの使用を経て、現在では、リファンピシンを主役とする多剤併用療法によりほぼ完全に治癒する。

(3) ハンセン病に対する法制の変遷等

ア らい予防法は、昭和28年8月15日、公布施行された。らい予防法では、都道府県知事は、ハンセン病を伝染させるおそれがある患者について、予防上必要があると認めるときは、当該患者等に対し、国立療養所への入所等を勧奨、命令した上で、当該患者を国立療養所に入所させることができること、国立療養所に入所した患者は、所長が予防上重大な支障を来す恐れがないと認めたとき等の場合を除き、国立療養所から外出してはならないこと等が定められた。

イ 昭和29年、WHOがまとめた「近代癩法規の展望」において、隔離政策の正当性・有効性が疑問視された。

ウ 昭和31年のらい患者救済及び社会復帰国際会議（ローマ会議）、昭和33年の第7回国際らい会議及び昭和34年のWHO第2回らい専門委員会などのハンセン病の国際会議において、ハンセン病に関する特別法の廃止が提唱された。

エ 平成8年3月、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）が成立し、同年4月1日に公布施行された。

オ ハンセン病は、遅くとも昭和35年以降において、隔離政策を用いなければならぬほどの特別の疾患ではなく、全ての入所者及びハンセン病患者について、隔離の必要性が失われていた。厚生省は、同年の時点において、隔離政策の抜本的な変換等をする必要があったにもかかわらず、平成8年のらい予防法の廃止まで、これを怠った。

(4) らい予防法等による強制隔離政策にかかる訴訟提起

ア 熊本地方裁判所は、平成10年～平成11年に提訴されたハンセン病違憲国家賠償請求訴訟について、平成13年5月11日、①遅くとも昭和35年以降においては、ハンセン病は、隔離政策を用いなければならぬほどの特別の疾患ではなく、全ての入所者及びハンセン病患者について、隔離の必要性が失われていたが、厚生省は、同年の時点において、隔離政策を抜本的に変換する必要があったにもかかわらず、らい予防法廃止まで、これを怠った点につき、厚生大臣の職務行為に国家賠償法上の違法性及び過失があると認めるのが相当である、②らい予防法の隔離規定の違憲性が遅くとも昭和35年には明白になっており、遅くとも昭和40年以降にらい予防法の隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、同法上の違法性及び過失を認めるのが相当であるとして、被告が、入所者に対し、国家賠償法に基づく損害賠償債務を負う旨の判決を言い渡した（以下「熊本地裁平成13年判決」という。）。

イ 平成13年6月22日、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年6月22日法律第63号）が施行された。同法では、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることがなかったこと等から、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝

するための補償金の支給に関し必要な事項等について定められた（同法前文及び1条，乙4）。

ウ 被告は，ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会との間で，平成13年7月23日付け基本合意書を締結し，ハンセン病療養所入所等に対する補償金の支給等に関する法律の補償金支給基準に従って算定された金額と同額の和解一時金を支払うこと等を内容とする，裁判上の和解についての基本事項を合意し，さらに，平成14年1月28日付け基本合意書を締結し，ハンセン病患者であった者が提訴時に死亡していた場合の当該死亡者の相続人である原告等が提起した訴訟において和解一時金を支払うこと等を内容とする，裁判上の和解についての基本事項を合意した。

（乙2，3）

エ 厚生労働省は，平成28年2月4日，都道府県の担当者に対し，ハンセン病の元患者に支払われる補償金の請求期限が3月末に迫っていること等の周知の徹底を要請した（甲10，11）。

オ 原告らは，平成28年3月31日，本件訴えを提起した（当裁判所に顕著）。

3 争点及びそれに関する当事者の主張

(1) 本件におけるFの損害（争点1）

【原告らの主張】

ア 本件は，国家による犯罪ともいふべき人権蹂躪であるとともに，患者排除システムを構成する形で加担させられた社会全体の加害責任もあること，Fは，昭和23年1月31日にbに強制収容され，昭和54年3月28日に死亡するまでの約31年を劣悪な環境の下で過ごし，そのまま家族のもとへ帰ることなく死亡したことを考慮すれば，本件におけるFの精神的損害に対する慰謝料は2700万円を下らない。

イ 相当因果関係のある弁護士費用は、270万円である。

【被告の主張】

争う。

(2) Eは、Fの被告に対する債権を相続したか。(争点2)

【原告らの主張】

ア Fは、昭和54年3月28日に死亡した。当時、同人の妻は、既に死亡しており、唯一の子であったEが、単独で、Fから戸主及び財産を相続した。

イ 霊標について

Fの墓が建立された区画には、墓石とは別に「霊標」という石板が建てられているが、その霊標には、Fの名前とともに、Eの名前が記載されている。通常、墓には夫婦や親子が共に入るため、上記記載は、EがFの子であることを示している。

ウ 患者票について

(ア) bで作成された患者票(甲12)には、「長男～L11才」と記載されているが、これはEのことを指している。

(イ) まず、年齢に関し、Eは、Fの入所時には11歳ではなかったが、患者票には、入所後のある時点でのEの年齢が記載された可能性がある。患者票には、Fの死亡日も記載されており、同票における記載すべてが入所時に作成されたとはいえない。また、同票は、近親者に関する正確な情報が求められているものではなく、正確な年齢が反映されていない可能性がある。

(ウ) 次に、氏名について、Eの通称名は、「K」であり、この患者票の「L」は「K」の誤記である。現に、いずれの漢字表記も「M」と読むことができる。当時の外国人登録制度の運用においては、このような名前や生

年月日の誤記はよくみられることであり、何ら不自然ではない。

(エ) 患者票には、「母～72才」，「長女I～12才」とも記載されているが、同人らは既に死亡している。仮に、Eの姉である「I」が生存していたとしても、原告らは少なくともFが被った全損害のうち2分の1の損害賠償請求権を相続した。

エ 外国人登録及び韓国戸籍に関する本件の特殊性

本件は、Fが強制隔離され、外国人登録法上や韓国戸籍上の申請を行えなかった特殊なケースであり、そのために、FとEとの関係を示す韓国戸籍等が入手できなかった。

【被告の主張】

ア 霊標について

同じ墓に埋葬蔵することができる者の属性や資格について法律上の制限はなく、誰を墓に埋葬蔵するかということについては、墓地使用权者が決めることができ、当該墓の墓地使用权者の承諾がある限り、夫婦関係や親子関係がない者についても、同じ墓に埋葬蔵することは可能である。厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」に示されている「墓地使用权型標準契約約款」では、埋葬蔵できる者の対象者の範囲について、「使用者の親族及び縁故者」とした上で、個々の墓地によって別の定め方をすることも可能であるが、その範囲を著しく制限するような規定は不適切であるとされており（平成12年12月6日生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）、親子関係以外の者も埋葬蔵されることが一般的である。同じ墓に埋葬蔵されているからといって、夫婦関係又は親子関係が直ちに推認されるものではない。

イ 患者票について

(ア) 患者票によれば、Fには、昭和23年1月31日当時、母、長男及び

長女がおり、当該長男の年齢は11歳であった。しかし、Eは、昭和23年1月31日当時8歳であったのであるから、Fの長男ではない。

(イ) 原告らは、患者票には入所後のある時点でのEの年齢が記載された可能性があるとして主張するが、同票の記載内容に照らせば、患者票は、bにおいて、入所者の身上経歴等を把握するために作成されていたものと解される。このような作成目的からすれば、患者票は、特段の事情のない限り、当該入所者のbへの入所時又はその直後に作成され、また、その記載内容は、上記時点でbが把握した当該入所者に関する情報に基づいていると解するのが相当である。

(ウ) 患者票の「近親者住所氏名」欄には、母、長女及び長男が、いずれもFの「現住所にあり」と記載されていることからすると、Fがbに入所するまでは、母、長女及び長男は、Fと同居していたことが推認され、bは、このような同居の近親者の情報を、Fの入所時に把握していたはずである。「近親者住所氏名」欄の記載は、Fのbへの入所時又はその直後に記載されたものとするのが自然かつ合理的である。

(エ) 患者票の「近親者住所氏名」欄に記載された長男の氏名である「L」とEの通称名である「K」とでは漢字表記が明らかに異なる上、「L」という名前は、「N」と読むのが通常である。

ウ 外国人登録原票について

bにおいては、施設の長の代理申請により外国人登録の申請が行われており、現に、Fの外国人登録も遅くとも昭和29年10月22日には行われ、その後も、昭和52年9月20日に至るまで、確認のための申請が行われている。しかし、Fの外国人登録原票には、EがFの子であることを示す記載は一切ない。

(3) Fの被告に対する債権は、除斥期間により消滅したか。(争点3)

【原告らの主張】

ア 除斥期間の起算点

(ア) ハンセン病患者に対する強制隔離政策は、患者本人の強制収容に始まり、強制収容施設における生活の強制を経て、強制隔離政策の根拠となった法制度の廃止や患者らの名誉回復がされるまで継続する不法行為である。

強制隔離政策の根拠となったらい予防法が廃止されたのは、平成8年3月末日であり、少なくとも同日までは、Fに対する不法行為は継続していた。

(イ) 同時点では、Fは既に死亡していたが、らい予防法が廃止される平成8年3月末日まで、Fは、依然として、強制隔離されるべき患者という偏見にさらされ、又は名誉が回復されないままの状態が継続していた。刑法230条2項では、死者の名誉が保護されており、人の名誉は死後においても不当に侵害されてはならないと解すべきである。

(ウ) したがって、本件における除斥期間の起算点は、らい予防法が廃止された平成8年3月末日と解すべきである。

イ 除斥期間の効果が生じない特段の事情

(ア) 本件訴訟提起の時点で不法行為の時から20年が経過しているとしても、およそ被害者による権利行使が不可能な状況があり、除斥期間をもって一切の権利行使が許されないとすれば、著しく正義・公平の理念や条理に反する場合には、除斥期間による請求権消滅の効果は生じないと解すべきである（最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁（以下「最高裁平成10年判決」という。）参照）。

(イ) a 被告は、Fが死亡した昭和54年の時点では、強制隔離政策が誤りであることを認めていなかった。そのため、F自身による権利行使は

およそ不可能な状況にあり、Fは、自らの権利行使ができないまま死亡するに至った。Fの死亡後は、同人の相続人である遺族らによって権利行使は可能であったが、これも飽くまで被告によってらい予防法が廃止された平成8年以降のことである。このように、Fら及びその遺族らは、平成8年まで、被告の不法行為に起因して、権利行使をすることが不可能な状況にあった。

b 一方、被告は、平成28年3月31日までに請求すれば、ハンセン病患者に対する補償がされる旨を盛んに告知してきたのであり、原告らはこれを受けて、Fの遺族として、本件訴訟を提起した。

c 本件は、誤った知見に基づいてFが死亡するまで強制隔離し続けたという国家による個人の権利に対する重大な権利侵害行為であって、救済の必要性が高い。

d 被告は、本来、自らが戸籍等をもとに積極的に被害者を特定して補償を行うべき立場にある。しかし、被告は、被害者側からの提訴を待つという対応に終始し、平成28年3月31日が差し迫った時期になって、上記bの告知をしたのみである。

e 以上のとおり、本件は、除斥期間をもって一切の権利行使が許されないとすれば、著しく正義・公平の理念や条理に反する。

(ウ) 上記のとおり、原告らは、らい予防法の廃止まで権利行使は事実上不可能であった。その後、被告は、平成28年3月31日の数か月から半年前頃から、上記(イ) bの告知をするようになり、それによって、原告らは、本件請求が可能であると覚知した。そうすると、原告らは、被告から上記告知を受けるまでは権利行使が著しく困難な状況に置かれており、かつ、それは専ら被告の帰責によるものであると評価できる。そして、原告らは、上記告知によって本件請求が可能であると覚知してか

ら6か月以内には本訴訟を提起している。したがって、民法160条の法意に照らし、除斥期間の規定の適用を制限すべきである。

(エ) 以上のことから、除斥期間による請求権消滅の効果が全く生じないか、少なくともFの死亡かららい予防法の廃止までの間は、除斥期間に算入すべきではない。

【被告の主張】

ア 除斥期間の起算点

人は、死亡により私法上の権利義務の享有主体となる適格（権利能力）を喪失するのであり、死亡後に新たに精神的苦痛を被ることはないから、Fについては、死亡した昭和54年3月28日以降、損害賠償請求権が発生する余地はない。

イ 民法724条後段の効果が制限される特段の事情がないこと

(ア) 民法724条後段が、法律関係の速やかな確定のために期間の経過により画一的に権利が消滅するという除斥期間を定めたものであることに照らすと、同条の後段の効果が制限されることがあるのは、①時効の停止等のような除斥期間の規定の適用を制限する根拠となる規定があり、かつ、②除斥期間の規定を適用することが著しく正義・公平に反する事情がある場合に限られると解するのが相当である。そして、上記②の「著しく正義・公平に反する事情」が認められるのは、被害者等による権利行使が客観的に不可能な場合であり、かつ、それが加害者の行為に起因している場合に限られるというべきである（最高裁平成10年判決、最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁（以下「最高裁平成21年判決」という。））。

(イ) まず、①について、原告らについて、時効の停止等のような除斥期間の規定の適用を制限する根拠となる規定は何ら存しない。

次に、②について、本件において不法行為が終了した日（Fが死亡した昭和54年3月28日）から20年が経過する前の時点で、本件訴訟と同様の訴訟が提起されていたこと（例えば、熊本地裁平成13年判決の原告らは、本件と同様の訴訟を平成10年に既に提起していた。）からすると、本件が「被害者等による権利行使が客観的に不可能な場合」に該当しない。

(ウ) 【原告らの主張】イの各事情は、いずれも被害者等による権利行使が客観的に不可能であり、かつ、それが加害者の行為に起因していることをいうものではないから、除斥期間の規定の適用を制限する事由にはなり得ない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実のほか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

(1) 霊標の記載内容（甲6，13）

ア E，原告B及び原告Cが建立した墓は、真正面にO氏之墓と刻されており、これに隣接して霊標が設置され、同霊標には、以下のとおり記載されている。

(ア) F 昭和54年3月28日 行年73才

(イ) P 昭和17年6月28日 行年22才

(ウ) E 平成10年1月16日 行年60才

イ 上記アの墓と、通路からの階段を同じくする区画には、同じく、真正面にO氏之墓と刻された墓があり、これに隣接して霊標が設置され、同霊標には、Qの氏名が記載されている。

(2) 患者票の記載内容（甲12）

bで作成された患者票には、Fに関して、以下のとおり記載されている。

- ア 本籍 慶南密陽郡Z
 - イ 現住所 兵庫県X郡x
 - ウ 通称名 J
 - エ 発病年齢 40歳
 - オ 発病から入所までの年月 4年
 - カ 近親者住所氏名
 - (ア) 母 72歳（現住所にあり）
 - (イ) 長女 I 12歳（現住所にあり）
 - (ウ) 長男 L 11歳（現住所にあり）
 - キ 死亡年月日 昭和54年3月28日
 - ク 死亡年齢 73才
- (3) 外国人登録原票
- ア Fの外国人登録原票には、昭和29年10月22日の作成時に、以下のとおり記載された。（乙7）
 - (ア) 出生地 慶南密陽郡Z
 - (イ) 世帯主の氏名 F
 - (ウ) 世帯主との続柄 本人
 - イ Eの外国人登録原票には、昭和29年11月15日の作成時に、以下のとおり記載された。（甲1）
 - (ア) 出生地 慶南密陽郡Z
 - (イ) 居住地の地番 兵庫県Y市y
 - (ウ) 世帯主の氏名 Q
 - (エ) 世帯主との続柄 甥
 - ウ Eの外国人登録原票には、昭和43年10月30日、通称名として「R」

と追記され、昭和50年11月7日に、それが「K」と訂正された。

エ Fの外国人登録原票には、Eの氏名及びその子や兄弟姉妹に関する記載は一切存在せず、他方、Eの外国人登録原票には、Fの氏名及びその父母や兄弟姉妹に関する記載は一切存在しない。

(4) Eと原告Aの婚姻届の記載内容（甲4）

Eと原告Aの婚姻届のEの「父母の氏名及び父母との続柄」欄には、氏名の記載はなく、「その他の事項」欄には、「夫の両親死亡のため、婚姻の承諾が得られない。」と記載されている。

(5) 司法書士Sによる調査（甲2，3）

ア Sは、Eの出生地である兵庫県Y市に対し、Eの出生届の開示を請求したが、保管されていないとして交付を受けられなかった。

イ Sは、駐大阪韓国領事館に対し、F及びEの韓国除斥謄本等及び原告らの家族関係登録証明書等（基本証明書、家族関係証明書等）を請求したが、交付されなかった。その際、Sは、Fの韓国除斥謄本には、原告らに関する記載がないため、交付できない旨の説明を受けた。

2 争点1（本件におけるFの損害）について

前記前提事実によれば、Fは、被告の行為によって損害を被ったと認められるが、本件においては、争点2及び3を先に検討する。

3 争点2（Eは、Fの被告に対する債権を相続したか。）について

原告らは、Eが、Fの唯一の相続人であると主張するので、以下、検討する。

(1)ア 前記認定事実(1)アのとおり、E、原告B及び原告Cが建立した墓に隣接して霊標が設置され、その霊標には、同(ア)～(ウ)のとおり、F、Eのそれぞれの氏名、行年、命日が記載されていることが認められる。

そして、霊標上の(ア)F及び(イ)Pと(ウ)Eの各記載を見比べると（甲13の3）、記載された年代に差があるとうかがえることから、Eの生前、

霊標に(ア) F 及び(イ) P が記載され、E の死後、(ウ) E が記載されたと推認できる。

一般に、霊標には、当該墓に埋葬された人の氏名、戒名、命日、行年等が記載され、同一の墓には、親子等の近しい人が埋葬されることからすれば、上記記載は、E が、自らと F とが親子等の近しい関係にあると認識していたことを一応推認させる。

また、前記認定事実(1)イのとおり、上記墓と通路からの階段を同じくする区画内には上記墓と同じく、真正面に〇氏之墓と刻された墓があり、これに隣接して霊標が設置され、同霊標には、Q の氏名が記載されていることが認められる。両方の墓を対比すると、墓石や霊標の形状や配置が酷似していること等からすれば、ほぼ同時期に墓石・霊標が設置されたと考えることができ、ひいては、上記と同様、E の生前、霊標に Q が記載されたと推認できる。

このことからすれば、E が、F と Q とが近しい親族関係にあると認識していたことを一応推認させる。

イ しかしながら、証拠(乙8)によれば、同一の墓に、親子関係にある者以外の者が埋葬されることがあると認められる。上記各墓や各霊標が建立された経緯等が不明であることからすると、霊標の記載のみでは、E が F の子であるとまでは推認できない。また、同一区画内の墓とその霊標の記載のみでは、F と Q が兄弟関係にあるとまでは推認できない。

(2) 前記認定事実(2)及び(3)ア・イのとおり、F は、その本籍地・出生地が E の出生地と同一であること、b への収容前の住所(兵庫県 X 郡 x)は、現在の兵庫県 Y 市に所在し、E の昭和 29 年 11 月 15 日当時の住所(兵庫県 Y 市 y)と近接していることが認められる。当該事実は、F と E が親族等の近い関係にあったことを推認させるものの、E が F の子であることまでは推認

できない。

(3)ア 前記認定事実(2)のとおり、Fには、長男としてL(11歳)がおり、同人は、Fのbへの収容前には、Fと同一の住所に居住していた旨の記載が患者票に存することが認められる。同一住所地に居住していた近親者の住所及び氏名を入所後一定期間が経過してから記載する理由はなく、上記記載は、Fの入所前後に記載されたと認められる。

イ そうすると、年齢の点について、前記前提事実(1)ア・イによれば、Fがbに入所した当時のEの年齢は8歳(満年齢)であると認められ、Fの長男が11歳であるとする患者票の上記記載とは整合しない。この点に関し、Fのbへの入所当時(昭和23年1月31日)の満年齢は42歳であるのに、前記認定事実(2)エ・オのとおり、発病年齢は40歳、発病から入所までの年月が4年(つまり入所時の年齢は44歳)と記載されていることからすると、年齢に関する記載は、満年齢ではなく、数え年(生まれた年を1歳とし、以後、正月になると1歳を加えて数える年齢)により表記されている可能性がある。そうすると、Fがbに入所した当時のEの年齢は10歳(数え年)となるが、それでもなお患者票の記載との間で1歳の差が存する。

ウ 次に、氏名の点について、前記前提事実(1)イのとおり、Eの通称名は、「K」であり、「L」とは、読みや漢字が一致しない。もっとも、前記認定事実(3)ウのとおり、Eの外国人登録原票に「K」と記載されたのは昭和50年11月7日であって、Fのbへの入所当時に、Eが「K」という通称名を使用していたかは明らかではない。これに加え、「K(M)」と「L(N)」では読んだ際の音が似通っていることも考慮すれば、上記事実は、Eが、Fの子であることと矛盾する事実であるとまではいえない。

エ 以上のとおり、患者票における上記アの年齢に関する記載は、EがFの

子であることと整合しないといえる。

(4) 前記認定事実(4)のとおり，Eと原告Aの婚姻届のEの「父母の氏名及び父母との続柄」欄には，氏名の記載はなく，「その他の事項」欄には，「夫の両親死亡のため，婚姻の承諾が得られない。」と記載されている。前記前提事実(1)ア・ウのとおり，Eと原告Aの婚姻時にはFは生存しており，婚姻届の上記記載は，EがFの子であることと整合しない事実である。もっとも，Eが，父であるFがハンセン病によりbへ収容された事実を隠すために婚姻届に上記記載をした可能性もあり，この点をもって，EがFの子ではないと推認することはできない。

(5) まとめ

前記(1)の霊標の記載や，前記(2)のEの出生地は，EとFが近い関係にあることを推認させるものの，親子であることまでは推認できない。一方，前記(3)及び(4)のとおり，EがFの子であることと整合しない事実が認められる。以上を総合すれば，本件において，EがFの子であると認めるに足りる証拠がないと言わざるを得ない。

なお，Fが，bに収容され，子と同居できなかったというハンセン病を巡る特殊性が，外国人登録原票等の公的資料にFとEの親子関係を示す記載が存しないこととなった原因である可能性は否定できない。しかしながら，相続人であることは，権利の帰属に関する事項であって，この点に関する立証の負担を軽減すると，場合によっては権利の帰属に関する判断を誤り，真の権利者との間で複雑な紛争を招くおそれがある。上記特殊性をもって，原告らの立証の負担を軽減することは相当とはいえない。

4 争点3（Fの被告に対する債権は，除斥期間により消滅したか。）について
前記3のとおり，原告らが，Fの被告に対する債権を相続したとは認められないが，本件事案に照らし，争点3についても判断する。

(1) 除斥期間の起算点について

- ア 不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する民法724条の規定の趣旨からすれば、同条後段の20年の期間は被害者側の認識の如何を問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものというべきであり、同条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である（最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁）。そして、法律関係を速やかに確定し、法的安定性を維持するという趣旨からすれば、その期間は、客観的事実を前提として、画一的かつ速やかに確定されなければならない、その起算点については、同条後段の法文に従い、「不法行為の時」と解すべきである。
- イ 原告らは、死者の名誉は死後においても不当に侵害されてはならず、Fの死亡後にも、強制隔離政策の根拠となつたらい予防法が廃止されるまでの間、不法行為が継続していたため、本件における除斥期間の起算点は、らい予防法が廃止された平成8年3月末日と解すべきであると主張する。
- ウ しかし、自然人の権利能力は、死亡によって消滅すると解すべきである。民法にはこの点を明文で定めた規定はないものの、相続が死亡によって開始する旨の規定(民法882条)は、これを当然の前提としたものである。確かに、刑法230条2項や著作権法60条等、死者の権利を認める法律制度は存在するものの、これらの制度は、法令によって権利を創設したものと解すべきであって、そのような明文の根拠なく、死者の権利を認めれば、権利の帰属・行使主体や保護の範囲等が不明確な権利を認めることとなつて相当ではない。したがって、死者の遺族が死者に対する敬愛追慕の情などの固有の権利の侵害を訴える場合は格別、死者自身に対する不法行為が、死亡後にも継続することは観念できないと解すべきである。

エ そうすると、Fの死後である昭和54年3月28日以降については、Fに対する不法行為は観念し得ず、遅くとも同日が「不法行為の時」として除斥期間の起算点となる。

(2) 除斥期間の規定の適用の制限について

ア 上記のとおり、本件におけるFの被告に対する損害賠償請求権の除斥期間の起算点は昭和54年3月28日であるが、本件訴訟の提起は、平成28年3月31日であって、20年が経過している。

イ これに関し、民法724条後段は、上記のとおり、不法行為をめぐる法律関係を早期に確定させようとする趣旨から、被害者側の認識のいかんを問わず、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため、請求権の存続期間を一定に定めたものであるが、具体的事案において、時効の停止等の規定の法意に照らし、同条後段所定の20年の経過を理由に加害者が損害賠償義務を免れる結果となることが、著しく正義、公平の理念に反するといえるような特段の事情があるときは、同条後段の効果は生じないものと解するのが相当である（最高裁平成10年判決，最高裁平成21年判決参照）。

ウ しかし、本件において、原告又はEが、Fのハンセン病によるbへの収容の事実やFの死亡の事実を知らなかった等の事実は認められず、Fの死亡後から20年以内（平成11年3月28日まで）に、本件訴えを提起することが客観的に不可能であったとの事情は認められない。

これに関し、原告らは、被告が、平成28年3月31日の数か月から半年前頃に、ハンセン病患者に対する補償がされる旨の告知をするまでは、原告らによる権利行使が著しく困難であったと主張する。しかし、前記前提事実(4)アのとおり、熊本地方裁判所は、平成10年～平成11年に提訴されたハンセン病違憲国家賠償請求訴訟について、平成13年5月11

日には、らい予防法に関連して、被告が、入所者に対し、国家賠償法に基づき損害賠償債務を負う旨の判決を言い渡したことが認められ、当該訴訟の原告らが、平成10年～平成11年に訴えを提起できた以上、客観的にみて、原告らがFの死亡後から20年以内（平成11年3月28日まで）に本件訴えを提起できなかったということとはできない。

エ そうすると、本件において、被告の行為によって、原告らの権利行使が客観的に困難となっていた等の事情は認められず、時効の停止等の規定の法意に照らし、民法724条後段所定の20年の経過を理由に加害者が損害賠償義務を免れる結果となること、著しく正義、公平の理念に反するといえるような特段の事情は認められない。

(3) 小括

よって、Fの被告に対する損害賠償請求権は、不法行為の時から20年が経過したことによって、消滅したと認められる。

5 結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告らの請求は理由がないから、いずれも棄却すべきである。よって、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 富 田 一 彦

裁判官 今 城 智 徳

裁判官中村仁子は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 富 田 一 彦